

林業経営体に対し、就業者の確保及びその育成に必要となる経費の一部を補助します！

岩国市林業担い手育成支援事業費補助金について

補助対象者



次のすべての要件を満たす林業経営体が補助対象者です。

- ①市内に事業所を有し、かつ、伐木等の業務に係る特別教育を受講し終了している者が所属していること。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③森林法第五条に規定する地域森林計画の対象森林において、補助金の申請年度内に適法に間伐等の伐採を行った実績があること。

区分	補助対象経費 ※1	補助率	補助上限額
林業就業支援事業	単価が1万円以上の林業用物品の購入費用 ※2	1/2	1人あたり10万円
林業講習支援事業	補助金の申請年度内に就業者が受講した講習等の受講費用 ※3	全額	1人あたり5万円

※1 国や山口県、その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けているときは、補助対象経費からこれを除く。
消費税及び地方消費税を除き、1,000円未満の端数は切り捨てる。

※2 1品につき1回のみ購入費用を補助対象とする。

※3 過去に受講していない講習であること。

対象となる講習の詳細は、交付要綱別表第2をご覧ください。



制度の詳細は
こちら！！



岩国市農林振興課HP

問合せ先

岩国市 農林振興課 林政班
☎0827-29-5115

★本事業は、森林環境譲与税を活用しています